土木工事特記仕様書（令和元年10月1日以降適用）

（土木工事共通仕様書の適用）

第１条　本工事は，「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」に基づき実施しなければならない。なお，「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので，機械工事の施工にあっては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省総合政策局公共事業企画調整課），電気通信設備工事にあっては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。

２　ただし，共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書，指針，便覧等は改定された最新のものとする。なお，工事途中で改定された場合はこの限りでない。

（土木工事共通仕様書に対する変更仕様事項）

第２条　「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は，次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」の「第1編共通編」において，「7日以内」，「5日以内」，「7日まで」とあるのは「土曜日，日曜日，祝日等を除き10日以内」と，「翌月5日」とあるのは「翌月10日」と，それぞれ読み替えるものとする。また，「1-1-1-35 工事中の安全確保」において，「建設事務次官通達，平成5年1月12日」とあるのは「国土交通省告示第496号」に，「2-1-3-1県内産資材の原則使用」において，「請負代金額」とあるのは「当初請負代金額」と読み替えるものとする。

（工事実績データの登録）【変更】

1-1-1-6　工事実績データの登録

受注者は，請負代金額が 500 万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に，工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき，工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けた上，受注時は契約後，土曜日，日曜日，祝日等を除き 10 日以内に，登録内容の変更時は変更があった日から土曜日，日曜日，祝日等を除き 10 日以内に，しゅん工時は工事しゅん工承認後，土曜日，日曜日，祝日等を除き 10 日以内に，訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

なお，変更登録は，工期，技術者に変更が生じた場合に行うものとし，請負代金額のみの変更の場合は，原則として登録を必要としない。

また，登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には，速やかに監督員に提示しなければならない。

なお，変更時としゅん工時の間が 10 日間に満たない場合は，変更時の提示を省略できる。

（トラック（クレーン装置付）における上空施設への接触事故防止装置の使用）【変更】

1-1-1-35　工事中の安全確保

7. トラック（クレーン装置付）における上空施設への接触事故防止装置の使用

受注者は，トラック（クレーン装置付）を使用する場合は，上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置又はブームの高さを制限する装置）付きの車両を原則使用しなければならない。なお，平成３１年度末までは経過措置期間

とするが，この期間においても使用に努めなければならない。

（建設副産物）【変更】【追加】

1-1-1-23　建設副産物

4.再生資源利用計画

受注者は，資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事，又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）施行令第２条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において，コンクリート（二次製品を含む。），土砂，砕石，加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には，（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「ＣＯＢＲＩＳ」という。）により再生資源利用計画書を作成し，監督員の確認を受けなければならない。

5.再生資源利用促進計画

受注者は，資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事，又は一定規模以上の工事において，建設発生土，コンクリート塊，アスファルト・コンクリート塊，建設発生木材，建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には，ＣＯＢＲＩＳにより再生資源利用促進計画書を作成し，監督員の確認を受けなければならない。

6.実施書の提出

受注者は，再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には，工事完了後速やかにＣＯＢＲＩＳにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し，監督員に提出しなければならない。

7.ＣＯＢＲＩＳの入力方法

受注者は，ＣＯＢＲＩＳの入力において，資材の供給元及び搬出する副産物の搬出先について，その施設名，施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし，バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

8.舗装版切断に伴い発生する排水の処理等

受注者は，舗装版の切断作業を行う場合，切断機械から発生する排水は，排水吸引機能を有する切断機等により回収し，回収した排水については，廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき，適正に処理しなければならない。

9.建設リサイクル法通知済証の掲示

受注者は，一定規模以上の工事においては，工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し，工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また，「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景の写真は，電子納品の対象書類とし，「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】」に基づき提出することとする。なお，「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

（工場の選定）【変更】

1-3-3-2　工場の選定

1.一般事項

受注者は，レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。

(1) JIS マーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で，かつ，コンクリートの製造，施工，試験，検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており，配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場（以下，「マル適マーク使用承認工場」という。）等）から選定しなければならない。受注者は，選定した工場がマル適マーク使用承認工場である場合，品質管理監査合格証の写しを使用前に監督員に提出しなければならない。

（当初未確定な部分の施工計画書）【追加】

1-1-1-5　施工計画書

4. 当初未確定な部分の施工計画書

受注者は，工事着手日（設計図書に定めのある場合を除き，特別の事情がない限り，工事開始日以降３０日以内）までに未確定な部分（施工方法等の詳細が定まっていない場合等）の施工計画書は作成せず，詳細が確定した段階で，当該部分の施工計画書を作成し，監督員に提出することができるものとする。

（第三者機関による品質証明）

第３条　受注者は，東洋ゴム化工品株式会社及びニッタ化工品株式会社で製造された製品や材料を用いる場合は，契約時点で第三者機関による品質を証明する書類を提出しなければならない。

（１日未満で完了する作業の積算）

第４条　「１日未満で完了する作業の積算」（以下，「１日未満積算基準」と言う。）は，変更積算のみに適用する。

２　受注者は，徳島県土木工事標準積算基準書Ⅰ-12-①-1 ～Ⅰ-12-①-6 に記載の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に，１日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。

３　同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せで１日作業となる場合には，１日未満積算基準は適用しないものとする。

４　受注者は，協議にあたって，１日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報，実際の費用がわかる資料等）を監督員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書，契約書，請求書等）により，施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には，１日未満積算基準は適用しないものとする。

５　通年維持工事，災害復旧工事等で人工精算する場合，「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等，１日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には，１日未満積算基準を適用しないものとする。

（デジタル工事写真の小黒板情報電子化）

第５条　受注者は，デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は，監督員の承諾を得たうえで，デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下，「対象

工事」という）とすることができる。

２　対象工事は，下記ホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について」に記載された全ての内容を適用することとする。

徳島県 CALS/EC ホームページ

「各種ダウンロード【県土整備部】- デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について」

http://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.jp/cals/

（現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等）

第６条　現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては，「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成２９年３月）」を基本とし，構造物の種類，部材の種類と大きさ，鋼材の配筋条件，コンクリートの運搬，打込み，締固め等の作業条件を適切に考慮し，スランプ値を設定するものとする。ただし，一般的な鉄筋コンクリート構造物においては，スランプ値は１２ｃｍとすることを標準とする。

２　受注者は，設計図書のスランプ値の変更に際して，コンクリート標準示方書（施工編）の「最小スランプの目安」等に基づき協議資料を作成し，監督員へ提出し協議するものとする。なお，品質確認方法については，監督員と協議するものとする。

（鉄筋コンクリートの適用すべき諸基準）

第７条　徳島県土木工事共通仕様書の「第１編 共通編 第３章 無筋・鉄筋コンクリート 第２節 適用すべき諸基準　１.適用規定」に定める基準類に「機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン」を加えることとする。

（熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行）

第８条　本工事は，日最高気温が３０度以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試行工事であり，別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領（以下「試行要領」という。）」を適用する。

２　施工箇所点在型の場合，点在する箇所毎に日最高気温が３０度以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。

３　夜間工事の場合，作業時間帯の最高気温が３０度以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。

４　試行にあたり，気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。尚，計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温３０℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高 WBGT ２５℃以上対象）を用いることとする。

熱中症対策に質する現場管理費の補正の試行要領 徳島県 HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601

（仮設トイレの洋式化）

第９条　受注者は，仮設トイレを設置する場合，原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また，現場従事者に女性が含まれる場合は，原則として「女性専

用トイレ（快適トイレ又は洋式トイレ）」を設置しなければならない。ただし，特段の理由がある場合はこの限りでない。

２　受注者は，仮設トイレを設置した場合，「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

・洋式トイレとは，和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
・快適トイレとは，洋式トイレのうち，防臭対策・施錠の強化などが実施された，女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

（情報共有システム活用工事）

第１０条　受注者は，土木工事において情報共有システム（以下、「システム」という。）の活用を希望する場合は，監督員の承諾を得たうえで，システム活用の試行対象工事（以下，「対象工事」という）とすることができる。

２　対象工事は，下記ホームページ掲載の「土木工事における情報共有システム活用試行要領について」に記載された全ての内容を適用することとする。

徳島県 CALS/EC ホームページ
「土木工事における情報共有システム活用試行要領について」
http://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.jp/cals/

（担い手確保モデル工事）

第１１条　本工事は，建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とした「担い手確保モデル工事（発注者指定型）」であり，別に定める「担い手確保モデル工事実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。

２　本工事は，建設現場の週休２日を確保するために必要となる経費を当初設計金額に計上しており，対象期間において週休２日が達成できなければ，請負代金額の変更によりこの経費を減額する。

担い手確保モデル工事実施要領
徳島県 HP　https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5016115/

（ＩＣＴ活用工事（舗装工））

第１２条　本工事は，国土交通省が提唱する i-Construction に基づき，ＩＣＴ（情報通信技術）の全面的活用を図るため，受注者の提案・協議により，起工測量，設計図書の照査，施工，出来形管理，検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事（舗装工）の対象工事である。

２　本工事は，「ＩＣＴ活用工事（舗装工）試行要領」（以下，「要領」という。）第４条（１）に規定するＩＣＴ活用工事（受注者希望型）を適用する。

ＩＣＴ活用工事（舗装工）試行要領 徳島県 HP　https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5027618/

３　ＩＣＴ施工技術の活用については，契約後，受注者の希望により受発注者の協議において決定するものとする。なお，原則として要領第３条に示す①～⑤の全ての段階においてＩＣＴ施工技術を活用するものとする。

① ３次元起工測量
② ３次元設計データ作成
③ ＩＣＴ建設機械による施工
④ ３次元出来形管理等の施工管理
⑤ ３次元データの納品

４　協議結果に基づき実施したＩＣＴ施工技術については，要領第１０条により設計変更を行うものとする。

５　受注者から，要領第３条に示す①～⑤の一部で実施の希望があった場合，発注者は実施内容について建設管理課と協議し，簡易型ＩＣＴ活用工事（受注者希望型）の適用を判断する。その結果，適用される場合，要領第４条（２）に規定する「簡易型ＩＣＴ活用工事（受注者希望型）」として取り扱うことができる。

（公認検定）

第１３条　本陸上競技場は公益財団法人日本陸上競技連盟（以下，「日本陸連」という。）が定める「公認陸上競技場および長距離競走路ならびに競歩路規程」，「陸上競技場公認に関する細則」に基づく第３種陸上競技場である。

２　トラック，フィールドおよび競技施設については，工期内に日本陸連による公認検定を受け，これに合格しなければならない。検定の結果，合格基準に合致しない場合は，すべて受注者の責任において直ちに必要箇所の修正をしなければならない。

３　公認検定は2021年3月上旬を予定しているが，詳細日程については，関係機関との調整により決定するものとする。

４　公認検定の為の検定費用及び公認料については本工事に含まないが，受注者は公認検定に必要な書類作成・協議調整等に協力すること。ただし，受注者の責により，再検定の必要が生じた場合は，これに係る費用については，受注者が負担するものとする。

（競技施設に係る摘要基準）

第１４条　本工事は，本設計図書（本特記仕様書を含む）によるほか，次の規程，指針等に基づいて施工しなければならない。

①陸上競技ルールブック＜最新版＞（公益財団法人日本陸上競技連盟編）
②屋外体育施設の建設指針＜最新版＞（公益財団法人日本体育施設協会 屋外体育施設部会編）
③都市公園技術標準解説書＜最新版＞（一般社団法人日本公園緑地協会編）

２　その他，定めのない事項については監督員と協議の上，その指示によるものとする。

（全天候型舗装）

第１５条　全天候型舗装の厚さ，硬度，各助走路の寸法，許容傾斜度及び平坦性等の仕様は，本設計図書によるほか，必要な場合は日本陸連の指導による。

２　材料

①路盤

下層路盤にクラシャラン(C-40)，上層路盤に粒度調整砕石(M-30)を使用し，ごみ，泥及び草根等，有害な有機質を含まないものとする。

再生材は，膨れ，沈下が生じることがあるので，使用しないこと。

ただし，アウトフィールド部分で監督員が認める箇所についてはこの限りではない。

②基層

「舗装設計施工指針」に規定された開粒度アスコン(13)を使用する。

再生アスファルト混合物は，ブリスタリングを生じやすいので使用しないこと。

③表層

表層はベース層，上塗り層，エンボス層の３層構成で，全層ポリウレタン樹脂舗装とし，走路および助走路の仕上げ色は赤とし，アウトフィールドは緑を基本とする。

日本陸連公認陸上競技場で使用実績のある国産材料を使用すること。

３　施工

①路盤

路盤は上層及び下層の２層で施工する。

路盤の締固めにあたっては，適宜散水して最適含水比付近の状態で締固め，仕上り天端高が所定のものになるよう注意して施工すること。

②基層

基層は平坦性確保のため，下部基層と上部基層の二層仕上げとし，平坦性等の精度には十分注意して施工すること。また，舗設後，アスファルトの油分が抜けてから，表層施工に着手すること。基層アスコン養生期間は７日以上を目安とする。

③表層

表層施工の前に，アスファルト舗装表面に付着した土砂，塵等は高圧洗浄機，スイーパー等により除去し，周辺付帯構造物を汚さないよう十分に養生してから表層工を施工しなければならない。アスファルト舗装表面に凹凸，または欠損部があった場合は補修し，下地処理用の材料などを充填し平滑に強化する。

表層については，ベース層硬化後及び上塗り層硬化後に平坦性をチェックし，不陸がある場合には同じポリウレタン樹脂材を塗布して不陸整正を行うこと。

表面はスプレーエンボス仕上げ（一部スムーズ仕上げ）とし，仕上材の硬化後に遮熱性能を有するトップコートを均一に塗布すること。

表層施工時の外気温は5℃以上とし，舗装材施工後完全硬化が得られる前に降雨が予想される場合は，作業を行ってはならない。

４　品質管理

①路盤及び基層

下層路盤，上層路盤及び基層の品質管理については，徳島県土木工事施工管理基

準(案)の下層路盤，上層路盤及びアスファルト舗装の基準及び規格値による。
②表層
表層に使用するポリウレタン樹脂の物性については，「表－１ウレタン舗装材 品質規格表」によるものとし，事前に公的機関またはメーカーによる試験成績書を提出し，監督員の承認を得なければならない。なお，耐候性については，屋外暴露試験による評価を原則とするが，期間的に不可能な場合は監督員と協議し，促進暴露試験をもって判定資料とする。
ベース層硬化後，下地アスファルト舗装（基層）との接着力試験を1000㎡当り１回以上実施し，規格に合致していることを確認すること。
上塗り層施工時に舗装材をサンプリングし，物性試験用のシートを作成する。作成したシートにより「表－１ウレタン舗装 品質規格表」の物性の項目にあたる試験を実施し，試験結果が規格に合致していることを確認すること。サンプリング頻度は，1000㎡当り１回以上とする。
なお，サンプリング位置及び試験箇所については，事前に監督員と協議し，承認を得ること。

表－１　ウレタン舗装材　品質規格表

	項目		規格	試験方法
ウレタンベース層	硬度	20℃	50HsA±5	JIS K6253
		70℃	20℃の時の-6%以内	JIS Aゴム硬度計(デュロメータA)
	引張強度		2.0Mpa以上	JIS K6251
	伸び率		500%以上	JIS K6251
	引裂強度		12N/mm以上	JIS K6252
	抗張積		250N/mm以上	JIS A6021
ウレタン上塗り層	硬度	20℃	60HsA±5	JIS K6253
		70℃	20℃の時の-5%以内	JIS Aゴム硬度計(デュロメータA)
	引張強度		2.5Mpa以上	JIS K6251
	伸び率		500%以上	JIS K6251
	引裂強度		13N/mm以上	JIS K6252
	抗張積		300N/mm以上	JIS A6021
	摩耗試験		400mg/1000回以内	JIS K7204、テーパー摩耗試験 CS-17、荷重9.8N、1,000回
ウレタンエンボス層	硬度	20℃	65HsA±5	JIS K6253
		70℃	20℃の時の-5%以内	JIS Aゴム硬度計(デュロメータA)
	引張強度		3.0Mpa以上	JIS K6251
	伸び率		500%以上	JIS K6251
	引裂強度		15N/mm以上	JIS K6252
	抗張積		350N/mm以上	JIS A6021
	摩耗試験		400mg/1000回以内	JIS K7204、テーパー摩耗試験 CS-17、荷重9.8N、1,000回
ウレタン材	耐候性:屋外暴露		ひび割れ、チョーキング、退色等劣化を生じない事	１年間以上屋外南側面に暴露または過去に施工された競技場やコートなどの劣化状況判断による。
	耐候性:促進暴露			JIS A1415 WS-A型ウェザーメーター 1,000時間
ウレタン舗装体	下地との接着性		20℃　50N/25mm以上 50℃　15N/25mm以上 またはアスコン凝集破壊	JIS K6854、90度剥離 下地－アスコン

５　出来形管理

出来形管理については，「表－２ウレタン舗装 出来形規格表」によるものとする。

計測箇所等については，事前に監督員と協議し，承認を得ること。

表－２　ウレタン舗装　出来形規格表

工種	項目	頻度	個々の測定値	3個の平均 X_3	10個の平均 X_{10}
下層路盤	高さ	1,000㎡ごと	±40mm以内	－	－
	厚さ	1,000㎡ごと	－45mm以上	－	－15mm以上
上層路盤	厚さ	1,000㎡ごと	－25mm以上	－	－ 8mm以上
基層アスファルト（下部）	厚さ	1,000㎡ごと	－ 9mm以上	－	－ 3mm以上
基層アスファルト（上部）	高さ	1,000㎡ごと	±20mm以内	－	－
	寸法	1,000㎡ごと	－25mm以上	－	－
	厚さ	1,000㎡ごと	－ 7mm以上	－ 2mm以上	－
	平坦性		2.4mm以下（3mﾌﾟﾛﾌｨｰﾙﾒｰﾀ）	－	2.4mm以下（3mﾌﾟﾛﾌｨｰﾙﾒｰﾀ）
表層（ポリウレタン系）	厚さ（総厚）	500㎡ごと	−1.5mm以上 針入式ﾏｲｸﾛｹﾞｰｼﾞによる	－0.5mm以上（測定数3～9個の場合）	－0.5mm以上
表層（ベース層）	厚さ	1,000㎡ごと	−1mm以上 敷均し直後、スケールによる	－	－
表層（上塗り層）	厚さ	1,000㎡ごと	−0.5mm以上 敷均し直後、スケールによる	－	－

（受注者の責任保証期間）

第１６条　故意や過失が原因の場合や，天災，地変，その他の不可抗力による場合を除く通常利用下において，受注者の全天候型舗装についての瑕疵担保期間は下記のとおりとし，工事完了後引渡しの日から起算するものとする。

①材料および施工技術の不備に起因する亀裂・剥離・ふくれ・不陸について　５年

②表面仕上げの摩耗・退色について（競技運営上支障があると判断されるまで）４年

③走路，競技施設のマーキング（競技運営上支障があると判断されるまで）　３年

ただし，使用頻度の高い部分の摩耗や亀裂等についてはこの限りではなく，発注者と受注者と協議の上，決定するものとする。

（電気通信設備）

第１７条　本工事で設置する電気通信設備について，現地設置作業開始日までに，設計内容が本番稼働環境において有効であることを検証するための試験計画書を提出し，監督員の承認を得ること。

２　試験計画書に基づき，本番稼働環境と同等の利用環境下において試験を実施し，問題が発見された場合は対応し，解消すること。

３　全ての試験が問題なく終了したことを記録した試験結果報告書を監督員に提出すること。

様式

仮設トイレ設置報告書

次の工事において，仮設トイレを設置したので報告します。

1　工 事 名	
2　受注者名	
3　現場代理人	印
4　提出年月日	令和　年　月　日
5　設置した仮設トイレ	設置数（基）　基本料金（円）　1ヶ月料金（円）　設置期間（月）　合計（円）
□　和式トイレ	×（　＋　×　）＝　0
□　洋式トイレ	×（　＋　×　）＝　0
□　快適トイレ	×（　＋　×　）＝　0 〔規　格〕幅　mm × 奥行　mm × 高さ　mm 〔付加機能〕
■　設置期間	令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日
■　レンタル会社	

＜和式トイレの場合＞

■　洋式化できなかった理由	
6　備　考	

＜発注者（監督員）が記入＞

7　監督員	

※　監督員は内容を確認後、メール及びファックスで建設管理課へ報告して下さい。

〈記入例〉

ＩＣＴ活用工事（舗装工）計画書

令和　　年　　月　　日

（発注者）　殿

受注者　住所
氏名　　印

次の工事でＩＣＴ活用工事（舗装工）の実施を希望しますので，ＩＣＴ活用工事（舗装工）計画書を提出します。

工事名	
路線名等	
施工箇所	
工事数量 （ＩＣＴ活用工事）	アスファルト舗装工　下層路盤Ａ＝○○m2，上層路盤Ａ＝○○m2，基層Ａ＝○○m2，表層Ａ＝○○m2

建設生産プロセスの段階		作業内容		採用技術番号	技術番号・技術名
■	①３次元起工測量			1	1　地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 2　トータルステーション等光波方式を用いた起工測量 3　トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 4　地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 5　その他の３次元計測技術による起工測量 6　既にある３次元現地盤測量データを起工測量として活用 ※２トータルステーション等光波方式を用いた起工測量については表層表面，基層表面の計測には原則適用しないこと
■	②３次元設計データ作成			1	1　ＩＣＴ建設機械の施工及び出来形管理に用いる３次元データの作成 2　既にある３次元設計データをＩＣＴ建設機械の施工及び出来形管理に活用
■	③ＩＣＴ建設機械による施工 【対象工種：路盤工】 ※当該工事に含まれる右記作業の全てで活用する場合に「■」と記入	■	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	1	1　３次元マシンコントロール（モーターグレーダ）技術 2　３次元マシンコントロール（ブルドーザ）技術
		□	半たわみ性舗装工		
		□	排水性舗装工		
		□	透水性舗装工		
		□	ｸﾞｰｽｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工		
■	④３次元出来形管理			1	1　地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理技術(舗装工) 2　トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理技術(舗装工) 3　トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理技術(舗装工) 4　地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理技術(舗装工) 5　その他の３次元計測技術を用いた出来形管理技術(舗装工) ※２トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理技術（舗装工）については表層表面，基層表面の計測には原則適用しないこと
■	⑤３次元データの納品				

(注)
1　工事数量について，ＩＣＴを活用する工事の数量を記載すること
2　建設生産プロセスの各段階において，現場条件によりICTによる施工が適当でない箇所を除く舗装施工範囲の全てで活用する場合は，左端のチェック欄に「■」と記入すること
3　当該工事において活用する技術について，「採用技術番号」欄に該当建設生産プロセスの作業内容ごとに採用する技術番号を記載すること。
4　ＩＣＴ活用工事（舗装工）の詳細については，特記仕様書によるものとする。

〈記入例〉

ＩＣＴ活用工事（舗装工）施工予定体制

令和　　年　　月　　日

（発注者）　殿

受注者　住所
氏名　　印

次の工事でＩＣＴ活用工事（舗装工）の実施を希望しますので，ＩＣＴ活用工事（舗装工）施工予定体制を提出します。

工事名						
路線名等						
施工箇所						
工事数量（ＩＣＴ活用工事）	アスファルト舗装工　下層路盤Ａ＝○○m2，上層路盤Ａ＝○○m2，基層Ａ＝○○m2，表層Ａ＝○○m2					
建設生産プロセスの段階	使用するソフト・機材・建設機械					
	種類	名称	規格・ﾊﾞｰｼﾞｮﾝ等	実施時期	所有者会社名	作業会社名
①３次元起工測量	地上型レーザースキャナー	ICTｺﾝﾋﾟｭｰﾀｰ(株)	Type3 Professional	令和元年6月下旬	ICTリース(株)	(株)四国建設
		ICT-POINT				
②３次元設計データ作成	３次元点群処理システム	ICTｺﾝﾋﾟｭｰﾀｰ(株)	Ver.3.0	令和元年7月上旬	ICTｺﾝﾋﾟｭｰﾀｰ(株)	ICTｺﾝﾋﾟｭｰﾀｰ(株)
		ICT-POINT		～		
				令和元年7月中旬		
③ＩＣＴ建設機械による施工 【対象工種：路盤工】	３次元マシンコントロール建設機械（ＭＣ）	ICT建機(株)	ICT900	令和元年9月上旬	ICTリース(株)	(株)四国建設
		3DMC　ICTグレーダー		～		
				令和元年12月中旬		
④３次元出来形管理	３次元測量検査システム	ICTｺﾝﾋﾟｭｰﾀｰ(株)	Ver.3.0	令和2年1月上旬	ICTｺﾝﾋﾟｭｰﾀｰ(株)	ICTｺﾝﾋﾟｭｰﾀｰ(株)
		ICT-POINT				

（注）１　本表に記載する「使用するソフト・機材・建設機械」はICT活用工事（舗装工）計画書に記載した，本工事で活用する全てのICT技術が対象です。
２　記載の方法は，建設生産プロセスの各段階毎に，1つの使用するソフト・機材・建設機械に関し，「種類」「名称」「規格・ﾊﾞｰｼﾞｮﾝ」「実施時期」「所有会社名」「作業会社名」を横一列に記載すること。